

北本市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第9号。以下「条例」という。）の施行及び見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「犯罪被害」とは、犯罪行為による被害であつて、死亡又は傷害（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害で、医師の診断により当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であつたものであつて、3日以上病院に入院することを要したものに限る。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、医師の診断により当該精神疾患の療養に1月以上を要し、かつ、3日以上の労務に服することができない程度のものに限る。以下同じ。）によるものをいう。

(条例第8条の規則で定める犯罪行為)

第3条 条例第8条の規則で定める犯罪行為は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）とする。

(遺族見舞金支給対象者の順位等)

第4条 条例第8条の規定による遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であつたもののうち次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（犯罪被害者とパートナーシップ（北本市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年告示第1

95号) 第2条第1号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。) にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(これらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と当該犯罪行為の加害者との間に親族関係(パートナーシップ及びこれに準ずるものとして市長が別に定める関係を含む。)があつたとき(当該親族関係が破綻してたと認められる事情等があつた場合を除く。)

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があつたとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、市長が特に必要と認めるときは、見舞金を支給する。

(見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第1号に規定する遺族見舞金の額から、支給を受けた当該傷害見舞金の額を控除した額とする。

2 他の地方公共団体から、条例第8条各号の規定により支給される見舞金に相当する金銭の支給を受けている場合における当該見舞金の額は、それぞれ当該各号に規定する金額から当該支給を受けている額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 条例第9条の規定による遺族見舞金の申請は、北本市遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 当該犯罪行為が行われた時に犯罪被害者が市内に住所を有することを証明することができる住民票の写しその他の書類

(3) 遺族見舞金の申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（遺族見舞金の申請者が、当該犯罪被害者とパートナーシップにあった者である場合

にあつては、その事実を証明することができる書類)

- (4) 遺族見舞金の申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（遺族見舞金の申請者が、当該犯罪被害者と第4条第2項第2号に規定する市長が別に定める者である場合にあつては、その事実を証明することができる書類)
- (5) 遺族見舞金の申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
- (6) 第1順位遺族が2人以上あるときは、北本市遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（傷害見舞金の支給申請）

第8条 条例第9条の規定による傷害見舞金の申請は、北本市傷害見舞金支給申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、市内に住所を有することを証明することができる住民票の写しその他の書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定通知）

第9条 市長は、条例第10条の規定による決定をしたときは、北本市見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第4号）又は北本市見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

北本市遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄（ ）

北本市犯罪被害者等支援条例第8条の規定による見舞金の支給の要件を満たしているため、同条例第9条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	北本市
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無
取扱警察署		都・道・府・県 警察署
他の第1順位 の遺族	氏 名（フリガナ）	犯罪被害者との続柄 住 所
	（ ）	
	（ ）	
	（ ）	

備 考	
<p>【同意確認事項】</p> <p>(1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して、北本市長が警察署等の関係機関等に確認及び資料の提供を行うことに同意します。</p> <p>(2) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したときその他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>	

備考 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」及び「加害者と第1順位遺族との親族関係の有無」の欄について、「有」に該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄を御記入ください。

添付書類

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪行為が行われた時に犯罪被害者が市内に住所を有することを証明することができる住民票の写しその他の書類
- (3) 遺族見舞金の申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（遺族見舞金の申請者が、当該犯罪被害者とパートナーシップにあった者である場合にあっては、その事実を証明することができる書類）
- (4) 遺族見舞金の申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（遺族見舞金の申請者が、当該犯罪被害者と第4条第2項第2号に規定する市長が別に定める者である場合にあっては、その事実を証明することができる書類）
- (5) 遺族見舞金の申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
- (6) 第1順位遺族が2人以上あるときは、北本市遺族見舞金代表者選任届
- (7) その他（ ）

請 求 金 額		円
見舞金の振込先	金融機関名及び支店名	銀行 信用金庫 農協 支店
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

申請者と口座名義人が異なる場合には、下記の委任欄に記入してください。

<委任>

私（申請者）は、上記の見舞金の受領について、下記の者（口座名義人）に委任します。

受任者 (口座名義人) 氏名	(申請者からみた続柄)
住所及び 電話番号	()

様式第2号（第7条関係）

北本市遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領する者となることに同意します。

第1順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	住所	電話番号

備考 「第1順位の遺族の氏名」欄は、自署又は記名押印をして下さい。

第1順位の遺族である者のうち、上記欄に自署等ができない者について、その理由等を次のとおり申し出ます。

第1順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	自署等できない理由

様式第3号（第8条関係）

北本市傷害見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

北本市犯罪被害者等支援条例第8条の規定による見舞金の支給の要件を満たしているため、同条例第9条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	北本市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）	有（ ） ・ 無	
負傷又は疾病の状態	別添診断書のとおり	
取扱警察署	都・道・府・県 警察署	
備考		
<p>【同意確認事項】</p> <p>犯罪被害の発生状況等この申請に関して、北本市長が警察署等の関係機関等に確認及び資料の提供を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>		

備考 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、「有」に該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄を御記入ください。

添付書類

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、市内に住所を有することを証明することができる住民票の写しその他の書類
- (3) その他 ()

請 求 金 額		円
見舞金の振込先	金融機関名及び支店名	銀行 信用金庫 農協 支店
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

申請者と口座名義人が異なる場合には、下記の委任状欄に記入してください。

<委任>

私（申請者）は、上記の見舞金の受領について、下記の者（口座名義人）に委任します。

受任者 (口座名義人) 氏名	(申請者からみた続柄)
住所及び 電話番号	()

様式第4号（第9条関係）

北本市見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、北本市犯罪被害者等支援条例第10条の規定により、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

（遺族見舞金・傷害見舞金）の額 金 円

様式第5号（第9条関係）

北本市見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、北本市犯罪被害者等支援条例第10条の規定により、支給しないことと決定しましたので通知します。

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として（訴訟において北本市を代表する者は北本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。